

令和8年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R8	4	20	兵庫県知事 (9)第201774号	株式会社幾章住研	兵庫県	西宮市	免許取消		代表者が、法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当することから、免許取消とする。
R8	6	3	兵庫県知事 (2)第11963号	株式会社 オーケイハウジング	兵庫県	神戸市	免許取消		令和8年2月25日付けで宅地建物取引業法第65条第2項に基づく監督処分(令和8年3月23日から4月1日までの10日間の業務停止)を受けたが、当該業務停止期間中の令和8年3月23日に店頭で物件の広告を特定可能な状態で掲示していた。 このことは、宅地建物取引業法第65条第2項の命令に違反し、法第66条第1項第9号後段に該当する。
R8	6	29	兵庫県知事 (9)第8945号	有限会社シティハウス	兵庫県	神戸市	業務停止	15日間	被処分者の唯一の専任の宅地建物取引士(以下「専任取引士」という。)の宅地建物取引士証の有効期限満了日である令和7年5月12日の翌日から約4か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。専任取引士不在の間の取引状況に関して、令和8年4月10日から同月27日までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第4号の規定に該当する。
R8	7	14	兵庫県知事 (2)第12263号	正友不動産販売 株式会社	兵庫県	神戸市	指示		被処分者は、唯一の専任の宅地建物取引士(以下「専任取引士」という。)が令和7年1月29日に退職した翌日から、約11か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。 このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、業務停止処分に該当するが、専任取引士が不在の間は契約等の業務を行っており、関係者の損害が発生していないこと、かつ、是正措置を執ったことから今後も関係者の損害が発生することが見込まれないことから、指示処分とする。